

平成 23 年

# 第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 23 年 11 月 28 日開会

柳泉園組合議会

## 平成23年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・議案第8号（上程、説明、審査報告、質疑、討論、裁決）	3 9
○閉 会	5 2

平成23年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成23年11月28日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
  2. 会議録署名議員の指名
  3. 諸般の報告
  4. 行政報告
  5. 議案第7号 平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)
  6. 議案第8号 平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 

1 出席議員

1番 細谷祥子	2番 梶井琢太
3番 村山順次郎	4番 石塚真知子
5番 遠藤源太郎	6番 安斉慎一郎
7番 中村清治	8番 石川秀樹
9番 鈴木たかし	

2 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	林幸雄
代表監査委員	現王園成夫
東久留米市環境部長	西村幸高
清瀬市市民生活部長	五十嵐弘一
西東京市みどり環境部長	金谷正夫

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	足 立 淳 史
資源推進課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	宮 寺 克 己
書記	濱 田 伸 陽
書記	小 林 光 一

---

午前10時00分 開会

○議長（遠藤源太郎） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月21日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2番（梶井琢太） それでは、代表者会議の報告をさせていただきます。

去る11月21日（月曜日）代表者会議が開催され、平成23年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成23年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」、「日程第6、議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑・討論を受け、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

1番、細谷祥子議員、2番、梶井琢太議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日平成23年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

各構成市とも第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様にお

かれましては、本日の定例会に出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御提案申し上げております議案は2件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告に先立ちまして、このたび関係市であります清瀬市の担当部長がお代わりになっておりますので、紹介させていただきます。清瀬市の五十嵐弘一市民生活部長でございます。

○清瀬市市民生活部長（五十嵐弘一） 10月18日から市民生活部長が環境課長に異動になりまして、私のほうで担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） それでは行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成23年8月から平成23年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務についての（1）事務の状況でございますが、8月10日に関係市で構成する事務連絡協議会、11日に管理者会議を開催し、平成23年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、（2）見学者についてでございますが、今期は14件881人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が10件ございまして、839人でございます。

次に、（3）ホームページについてでございますが、第2表に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

（4）ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、（5）監査についてでございますが、両監査委員において平成22年度の一般会計決算についての審査が10月17日から27日にかけて、延べ3日間行われました。本

日議案として提案させていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、(6) 契約の状況でございますが、今期は5件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページをお開きいただきます。

ごみ処理施設関係でございます。

初めに(1) ごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,758トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,036トンの増加となっております。

構成市の内訳では、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,836トンで、昨年同期と比較いたしまして941トン、5.9%の増加となっております。また、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,832トンで、昨年同期と比較いたしまして115トン、6.7%の増加でございます。また、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり90トンでございます。昨年同期と比較いたしまして20トン、18.1%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみ原単位を表示しております。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2でございますが、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表-6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,085トンで、昨年同期と比較いたしまして26トン、1.2%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、ごみ・灰クレーンの定期点検整備が完了いたしております。10月には1号炉、共通設備及び汚水処理施設等の定期点検整備補修を実施しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、ク

リーポートで焼却しています可燃物等の焼却量1万8,414トンで、昨年同期と比較いたしまして1,064トン、6.1%の増加となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページの表11でございしますが、放射能濃度測定結果でございします。前回の行政報告では、国及び東京都の要請によりまして、7月に焼却灰、飛灰、排ガス及び汚泥の放射能濃度並びに敷地境界の空間線量を測定いたしましたが、8月からは柳泉園組合が焼却灰を搬入しております東京たまエコセメント化施設を運営いたします東京たま広域資源循環組合の要請によりまして、焼却灰及び飛灰の放射能濃度を毎月1回測定しております。その測定結果を今回記載してございます。なお、測定結果は柳泉園組合のホームページでも公表してございます。

次に、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございします。8月及び9月に定期点検整備補修、10月には給排水設備の保守点検を実施し、設備は順調に稼動しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございしますが、不燃粗大ごみの処理量は1,922トンで、昨年同期と比較いたしまして95トン、5.2%の増加となっております。続きまして、12ページでございします。

(3)リサイクルセンターでございしますが、8月にコンベヤベルトの修理、9月及び10月に定期点検整備補修を実施いたしました。施設は順調に稼動しております。

次に、表13のリサイクルセンターの資源化状況でございしますが、資源化量は2,085トンで、昨年同期と比較いたしまして26トン、1.2%の減少となっております。

続きまして、13ページの3、最終処分場についてでございしますが、引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,166トンで、昨年同期と比較しまして109トン、5.3%の増加となっております。搬出状況は、表14に記載のとおりでございします。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございしますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物・屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表15に記載のとおりでございします。

続きまして、14ページのし尿処理施設関係でございしますが、今期のし尿の総搬入量は374キロリットルで、昨年同期と比較しまして50キロリットル、15.6%の増加と

なっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、15ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は9月に定期点検整備補修、10月に脱臭塔活性炭交換を実施いたしました。施設は順調に稼働しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係。

1、厚生施設についての(1)施設の利用状況でございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場が2.3%減、テニスコート7.8%の減、室内プール11.1%の減及び浴場施設が14.6%減となって、それぞれ減少しております。詳細につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の利用料の収入状況につきましては、18ページの施設の(2)施設の使用料収入状況の表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、夏の電力需要の対策として行っておりました室内プール及び浴場施設の短期営業を9月22日をもって終了いたしました。翌23日からは節電対策を継続しながら、通常の間時間帯である午後9時までの営業を行っております。

次に、室内プール及び浴場施設の水質測定結果でございますが、表20及び表21に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、行政報告とは別に2点ほど報告させていただきます。

1点目は、災害ごみの関係でございますが、資料はございませんが、災害ごみの受け入れの状況につきましては、まず東日本大震災により発生いたしました災害ごみの処理の状況でございますが、現在東京都を經由して国から処理可能量等について、4月8日付で調査がありました。可燃ごみは1日20トンの処理が可能であると柳泉園は回答しております。その後10月7日付で再調査があり、同じ回答をしております。あくまでも処理能力が、キャパが20トンあるということで、処理をするということでございませぬ。それを受けまして東京都は9月28日に、岩手県及び宮城県の災害廃棄物を都内の処理施設で、平成26年3月までに約50トン进行处理すると発表しております。9月30日、岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結し、先行事業として11月2日、同県宮古市から受け入れ、現在都内の民間処理施設で処理を開始しております。

多摩地域での受け入れにつきましては、東京都が締結した処理基本協定及び事業計画に沿って、災害廃棄物を処理することについて、多摩地域全市町村の総意として受け入れ支援を行うことを前提に、統一見解を導き出すため、東京都市長会の下部組織であります東京都市町村清掃協議会において検討・協議しております。

また、10月下旬に宮城県知事及び宮城県女川町より東京都市町村長あてに、災害廃棄物の受け入れ及び処理依頼がありまして、多摩地域の清掃工場で受け入れ処理を協力することについて、11月24日、東京都市長会、宮城県、宮城県女川町及び東京都の4者で宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意を締結しております。

なお、現在引き続き東京都及び東京都市町村清掃協議会で今後の受け入れについての検討・協議をしているという段階でございます。

2点目は、小金井市への広域支援の関係でございますが、さきの代表者会議等でも御指摘ございまして、経過等がよくわからないということで、資料をできる限り提出してほしいという御指導もございましたので、本日御配付させていただきました。それでは説明させていただきます。

まず、小金井市への支援についてでございますが、過去柳泉園組合は多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条の規定に基づき、平成19年と20年の2カ年で広域支援を行っております。広域支援量といたしましては、約881トンの支援を行っております。この際、平成20年度の支援につきましては、小金井市において示された新焼却施設建設に係るスケジュールで、平成21年2月までに小金井市が新ごみ処理施設の候補地を決定するという計画を条件といたしまして、柳泉園組合が支援をしたところでございます。この支援に当たりましては、柳泉園組合周辺自治会及び組合議会の御理解を得て受け入れを行ったところでございます。小金井市は、21年2月までに候補地の正式決定には至らなかったため、平成20年度で柳泉園組合といたしましては支援を打ち切っております。この際、柳泉園組合を含む6団体が同時に平成20年度で支援を打ち切っております。それから、平成21年におきまして、小金井市から継続支援がございましたが、小金井市の状況、候補地の決定、その状況が進捗が全然ないため、柳泉園といたしましては支援の条件が整っていないということで、支援は行っておりません。

一方、平成22年1月に多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の一部改正が行われ、第16条に規定してあります「協力の必要な事態」として規定されている「新設であらかじめ計画された事態」とは何なのかということを確認しております。さらに第16条に

該当しない事態の支援もあり得るということで、第22条を設けまして、「疑義が生じた場合、支援の必要性が認められた場合には、支援可能な施設の同意をもって暫定的緊急避難的に支援を行うことができる」という項目を追加したところでございます。平成22年度の小金井市への支援は、この第22条の規定に基づき、暫定的に支援がされているところであります。

今年度におきましても、当初において小金井市の支援につきましては、22条の規定に基づき、暫定的に支援することとなり、多摩川衛生組合が8,000トンを支援しております。また23年度当初、支援を予定しておりました他の団体につきましては、このたびの小金井市の新市長の発言等により、支援を見送っております。

このため小金井市は再度実施要綱の第22条に基づき、11月10日に多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会に支援の要請を依頼し、同協議会におきましては再度多摩地域全体で支援すべきということで決定いたしました。小金井市は、支援可能な団体と現在直接交渉しているところでございます。現在の小金井市の支援の状況でございますが、多摩川衛生組合をはじめ支援を表明した団体と小金井市は協議を行っております。

柳泉園組合といたしましては、平成20年度に支援の条件といたしました新ごみ処理施設の候補地が決定されるなど、小金井市の状況は全然進展しておりませんので、組合周辺自治会等の御理解を得、受け入れることは非常に厳しい状況にあると考えております。

大変雑駁でわかりにくかったかと思いますが、御質問等でまたお受けさせていただきたいと思っております。

以上2点報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 幾つかお聞きしたいと思っております。

行政報告の資料の中で、放射線濃度測定結果という、11ページ、表11のところがございます。これを見ますと、3カ月の数字とは言え増加傾向にあることがわかりますが、この原因は何かということについて、お考えがあればお示しいただきたいと思っております。

それで、女川町の被災地のごみの受け入れの方針、11月24日に協定を結ばれて、一般にも報道されておるところなわけですが、前回の議会で示されました幾つかの条件、これが満たされなければ受け入れはなかなか難しいだろうということの御説明も一方でありました。私は11月18日に実は女川町に少し行ってきまして、被災地のがれき置き場も

少し見てきたところですが、復興ということで考えますと、この処理をどうするか、我々としてはどう支援していくかというところは大きな課題だと思いつつ、一方では住民の皆からいろいろな意見もいただいているところですので、今後の進み方、どのような条件を協議をされていく予定なのかをお聞きしたいと思います。

もう1点目は、放射線の問題は、我々が想像する以上に心配をされる方が多くありまして、私のほうにも被災地のごみ、放射性物質を含んだごみを仮に受け入れたときに、柳泉園から放射性物質がまき散らされるみたいなことも言われる方も率直に申し上げていらっしゃるんですね。私は認識としてそういうことはないんだと思っているんですけども、そういう不安に対して答えていく今後の説明のあり方、どのように考えているのか、かなり幅広くなりましたが、3点お願いいたします。

○技術課長（涌井敬太） まず1点目の行政報告11ページの表11、放射能濃度測定結果が8月から10月にかけて高くなっている原因ということでございます。これに関しましては、11月18日に実は測定をしております、正式な報告書は来てないんですが、速報値で参っております。それが焼却灰のセシウム134が92、セシウム137が110、合計で202。飛灰のセシウム134が460、セシウム137が570、合計で1,030という数字になってございます。この結果を見ますと、多摩地域、他の団体もそうなんです、月によって上がったりが下がったりがどうもあるようでございます。ですから、明確にこれが原因だというのは今のところ把握できかねるということでございます。ただ、11月の測定値は下がっているということで、もう少し状況を見極めていきたいと思っております。

それから、3点目の被災地のごみを受け入れた場合の、柳泉園組合から放射性物質が外部にまき散らされるのではないかと御質問の件でございますが、7月の測定の際に、焼却場の排ガス中の放射性物質の濃度を測定してございます。これを見ますと不検出。多摩地域どの団体の焼却施設からも、排ガスの中にはいわゆる放射性物質は入っていない。その際の焼却灰、飛灰とも放射性物質は入っておりますので、既に我々がごみ処理をしている、焼却をしているごみの中には放射性物質はそれなりの量は含まれているのであろう、そういったごみを処理した結果、排ガスからは放射性物質は大気に放出されておられませんので、柳泉園組合でこのごみを焼却したことによって、外部に放射性物質が拡散されることはないと理解しております。

よろしくお願いたします。

○助役（森田浩） 2点目の女川町の支援の今後の進め方でございますが、現在この支援に当たって、決定されていることは何もございません。ただ、先日24日に、先ほど行政報告の中でも御報告、説明させていただいたように、協定の基本合意がされておりまして、その説明が共同記者会見の中で発表されております。もし議長にお許しをいただけるのであれば、この基本合意書を資料として御配付させていただきたいと思っております。後ほどよろしくお願いたします。

それを受けまして、現在東京都の災害ごみの受け入れ状況ですが、まず民間施設で受け入れているのが1つ、それから今後2月か3月を目途にして、23区の清掃施設で受け入れる用意を現在実施している、準備しているということが1点でございます。この中に三多摩の市町が含まれているかどうかにつきましては、東京都は含まれている、含んでいるんですという説明をされておりますが、具体的にどの団体がどのような支援を行うかにつきましては、一切まだ議論もされてませんし、俎上にも上がっておりません。今後三多摩の清掃協議会等を中心として、その中で支援のあり方について、東京都をはじめとして、どういう支援のあり方が行えるのかを検討するという状況でございます。ただ、それにはまず柳泉園といたしましても、その基本となるものにつきましては、安全なごみの搬入は当然でございますが、そういう中にありまして、東京都が行っている処理、23区で今後行おうとしているごみに対する放射能の状況、またそれを焼却したもの、灰の放射能の状況等、よく確認させていただいて、安全であることも当然必要でございますが、それを受けまして、三多摩が一体となって、もし支援するのであれば、そういう状況の中で柳泉園組合も協力できるところは協力するということになるかと思っておりますが、いずれにいたしましても、その際には議会の同意また周辺自治会の合意がまず最優先されるのではないかと考えております。

○議長（遠藤源太郎） ただいま女川町との基本合意書を資料として提出してもよいという話がありましたので、これを議会の資料とすることに皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、準備ができましたら願いたします。

では引き続き願いたします。

○3番（村山順次郎） 先に3番目の質問で、私はこれまでのデータから見る限り、放射性物質を含んだごみを現段階でも、濃度は低いわけですけれども、処理をしていて、それが周辺の空間放射線量として影響を及ぼしていないということの事実は知っているんです

が、そういう方ばかりではなくて、どういうふうにそういう方たちに説明をされていくお考えですかということをお聞きしたかったので。例えば、ここまでの経過で見ればあれなんですけれども、それ以前からでも敷地内での空間放射線量の測定を行って、仮にそのようなごみを処理しても、あるいはしていなくても、このぐらいの放射線量ですよということを定期的にお示し、測定をされてお示しをされるということも1つの方法ではないかなと。こういう大災害に遭っての支援の取り組みになるわけですから、それなりの特別の対応というのが、広報的な意味でも、あるいはそのような測定の意味でもあったほうがいいのではないかということをお聞きしたかったので、その点もしあればお聞きをしたいと思います。

それで、女川町の基本合意の資料は拝見したいと思いますが、やはり例えば被災地のごみの事前の検査あるいは受け入れてからの検査、費用的な負担はどうなるのかとか、周辺住民の皆さんに説明をどうするかとか、三多摩一体になってという言葉もありましたけれども、やり方については慎重に対応していただきたいということは切に要望しておきたいと思います。

仮にですけれども、万が一の事態ということも絶対ないとはだれも言い切れないと思うんですね。市民生活の基本にあるごみ処理のところ、万が一でも滞るようなことになると、それはそれで重大事ですので、確認の体制、その部分のところは慎重に情報交換もしていただきながら進めていただきたいと思いますので、その点もう少しあればお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○技術課長（涌井敬太） 1点目の件で大変失礼いたしました。説明が内容が悪くて。

御心配の件に関しまして、私どもも同様な心配をしております、期間、どのぐらいの頻度でということはまだはっきり申せませんが、少なからず排ガス中の放射性物質の濃度測定、それから敷地境界の空間放射線の測定は最低限、今の焼却灰の放射性物質濃度に合わせて実施していきたい。それによって周辺住民の皆さんに御理解をいただければというふうに思っております。

○管理者（馬場一彦） 災害廃棄物の件でございますが、この間の経過は先ほど助役から御答弁したとおりですが、市長会等でも基本的には、これは災害廃棄物だけにかかわりませんが、基本的に被災地をさまざまな形で支援するということの枠組みは基本的に共通認識を持っております。この災害廃棄物もその中の項目の1つとしてございます。そういった中で、先ほどから御質問があり、心配されていることは、我々柳泉園また各市長も、基

本的にダイオキシン類、放射性物質、そういったものがしっかりと責任ある形で検査等をしていただき、そういったものが問題ないものであることを明らかにしていただきたい。また、そういうことがなければ、例えば柳泉園ですと我々としては柳泉園議会ですとか住民の方に説明責任が果たせないということで、それは東京都にも先日、市長会があったときも、私はそれを申し上げさせていただきました。

そういった中で、また万が一の場合はどうなのかも、東京都が基本的に責任を持ってしっかりと対応するというのも言っていたいただいておりますので、今後もう少し状況が明らかになって、例えば現地での検査等のデータですとか、また今、焼却試験等もしておりますので、そういったものがもう少し明らかになれば、当然そういった説明の際に、我々はデータとか実際の現場はわかりませんので、そういった部分はやはり東京都が説明責任を含めて、我々とタッグを組んで、当然説明責任を果たしていく、そういった必要性があると考えておりますし、東京都もそういった用意があると言ってくれています。ですので、私も基本的に被災地を支援する観点からは、そういったさまざまな懸念される条件がありますけれども、そういったものが払拭できるような状況がしっかりと東京都に示していただくことが可能ならば、柳泉園議会の皆様、そしてまた周辺にお住まいの皆様にご理解いただいて、こういった被災地の支援はやはりすべきではないかと思っておりますので、その際またそういう状況になれば、ぜひお願いをしたいと考えております。

○議長（遠藤源太郎） 資料はできましたか。

〔「もう少しです」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） そうですか。いいですか、資料なしで。

○3番（村山順次郎） また少し資料があればお聞きしたいところもあるかもしれませんが。

○議長（遠藤源太郎） 留保しておいていただきますか。

○3番（村山順次郎） そうですね。取り急ぎ、以上であります。

○4番（石塚真知子） ただいま村山議員の質疑の中でも理解できるものがたくさんあったので、被災地のがれき受け入れの件に関しては、私も意見としてとどめさせていただきますが、やはり今、馬場管理者からもお話があったように、被災地支援の観点から、こういった取り組みに対して積極的に進めていくことは、私も賛成ではあるんですけれども、やはり近隣住民の方々の御理解なくしては進めていくことはできない問題ですので、こういったこと、今回のことは天災によるもので、やはり市民の方々も一国民として被災地を

支援していきたいという思いはあると思います。やはり安全がしっかりと保障されている上での取り組みであれば、やはり御理解もいただけたと思いますので、そのための根拠としてきちんとできることをしていきたい。その単純な思いで、柳泉園としても敷地内の測定はどんどん進めていただきたいなという思いがあったんですけども、ただいま御答弁でもいただきましたので、これは意見でとどめさせていただきます。

もう1点は、震災以降各自治体で住民の方々の不安を取り除くために放射線濃度の測定など行っているんですけども、柳泉園の中でもいろいろな施設で多くの子どもも利用するような野球グラウンドなども実施しないのでしょうかということをお聞きしたいんですね。そういった声が実際に震災以降あったのか、要望や問い合わせなどがあったのでしょうか、教えてください。

あともう1点は、夏場やはり大変な御苦労をされた節電への取り組みなんですけれども、先ほどの報告の中で、施設の利用状況を教えていただきまして、やはり営業時間の短縮などもありますが、この冬はどのような取り組みを考えていられるのでしょうか。都は来年度に向けても何か対策を考えていらっしゃるようでしたら、教えてください。

○議長（遠藤源太郎） 資料はできましたか。では先に資料を配らせていただきます。

それでは答弁を求めます。

○技術課長（涌井敬太） 柳泉園内の敷地の放射線、空間放射線量の件でございますが、実は先日、11月24日ですが、管理者から指示がありまして、敷地内空間放射線量を再度測定するよということ、計っております。その際に、簡易的な測定器を一時的にお借りしまして、柳泉園組合の至るところ、どのぐらいあるのか。正確ではないにしても、あるかないか、高いか低いかはわかりますので、それで測定をいたしました。その結果、その測定器ではこれといって高いところはございませんでした。それを受けまして、11月24日に前回と同じ場所、東西南北で分析機関に正式に計っていただいております。その結果、前回とほぼ変わらない数値になってございます。前回は、東側が7月25日に測定した結果が0.06、11月24日に測定した結果が0.05、この数値はまだ正式な報告書が届いておりません。速報ということでファクスいただいたものでございます。基本的には変わることはないと思います。それから西側が7月25日は0.05、11月24日の測定が0.05、南側が7月25日の結果が0.05、11月24日の測定結果が0.05、北側につきましては、7月25日の測定結果が0.08、11月24日の測定結果が0.07、いずれも単位はマイクロシーベルト/時でございます。それから測定した高さは地上1メー

トル、機械は前回と同様な機械を使用しております。

以上でございます。

○施設管理課長（中村清） 放射能の数値でございます。新聞とかテレビそのほかに各市も当然にぎわしていると思いますけれども、空間線量、うちも気になりまして、今、議員がおっしゃいますように、野球場グラウンド、一般と学童のグラウンド、マウンドそのほかベンチ、そのほかの外野、すべて計ってございます。それと雑木林の駐輪場がございすけれども、その雑木林にも入っていきまして計っております。そのほかテニスコートの裏あるいは緑地公園等々もすべて計ってございまして、今、技術課長がおっしゃいましたような、東西南北と同様のような値、0.05から0.08の値は示してありました。ですから、まず問題ないのではないかと認識しております。

それから2番目の、冬場の節電対策でございますけれども、実は夏場にかなり厚生施設でがんばりまして、15%の節電だったんですけれども、実際は25%の節電となっております。やり方といたしましては、厚生施設の照明関係、照明を半減にしております。そのほかにモーター関係の動力があるんですけれども、その力率を改善してございます。自動力率計がついているんですけれども、反応が鈍かったものですから、力率が悪くなれば当然無駄な電力も使ってしまう。そういうことで、力率計そのものを手動に切りかえまして、実際やっております。そういうことでかなり大幅に削減できたのではないかと考えております。

ですから、この冬場におきまして、このような形をとりまして、25%は少し無理かもしれませんが、なるべくそれに近づけていきたいと考えておるところでございます。

○4番（石塚真知子） 施設の測定に関しては、きめ細やかにやってくださっているのをとても感謝いたしますが、今後も継続的に計測していく御予定なんでしょうか。その点少し教えてください。

あとは、節電への取り組みなんですけれども、夏場本当にたくさんのお努力があったことを感謝いたします。今後もこの時期になりますと日が沈むのもとても早くなりますし、やはり夕方4時半を回ると本当に暗くなってきて、夜道もとても危険だなと感じる場所も多いぐらいなんですけれども、こういった施設の中でもやはり危険がないように、節電への取り組みはとても大事なんですけれども、そういった部分、削るポイントをきちんとしぼって、女性だとか子どもにも優しい取り組みをしていただきたいなと思います。

1点だけ、最初の部分でお願いします。

○技術課長（涌井敬太） 今後の測定の予定ということでございますが、今回お借りしました簡易測定器をいつも借りているというわけにはいきませんので、今後買まして、それである一定の期間、例えば1カ月に1回とかいう頻度で計っていききたいなど。それによって高い値が出た場合は、正式な値も必要ですので、測定業者に依頼をしまして、計っていききたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○4番（石塚真知子） 継続的に、購入してデータをはかっていただけるということですので、きちんと情報提供をお願いしたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 資料ありがとうございます。

1点だけ確認したいんですが、ぱっと見非常に短い合意文書だなという感想を持ちますけれども、決定されていることは何もないという御説明でしたけれども、現段階で責任を持って合意している事項については、ここの書面のことだけと認識してもよろしいでしょうか。

○管理者（馬場一彦） 4者で協定している内容が今、お手元にあるものであります。今現時点で合意文書というものはそれだけですので、それ以外のことは基本的にはまだ決定は見えていないと考えておりますが、それをごらんになっていただくと、市長会の会長と都知事、宮城県となっています。また23区は23区で、もう少し別な形で2月から3月は取り組むという形で進んでおるので、そういった枠組みの状況が今後来るのではないかという想定はすることはできますけれども、いわゆる26市の部分としては、今お手元に示してある状況が現段階の状況だと認識しております。

○7番（中村清治） 私たちも少しある団体で、昨日東北の被災地へ行ってきました。それで、志津川、気仙沼へ行って、防災会館の被災した状況も見てきたんですけれども、いわゆる今、ここに合意文書がある、被災地のごみの処理なんですけれども、この合意文書は4者が基本的なことで合意したということなんですけれども、ではこの被災地のごみを、例えば8,000ベクレル以下の数値ならば貨車輸送、そういう形で受け入れるのか、東京都の場合は8,000ベクレルだと埋め立てをすと言っておりますけれども、きのうも日の出の議員と話したんですけれども、やはりあれだけの処理をしているわけなんですけれども、そこで議論されるのは、どのような焼却灰が来て、どれだけの数値がきちんと計って受け入れているのかが不確かというか、我々地元にいる議員としては一番それが問題点であって、この数値で、例えば柳泉園なら柳泉園から、今は100ベクレル以下ならエコセメン

ト化しているということですがけれども、そういう数値的なものをきちんと明らかに、私たち議員にも提示していただければ、議論はもっと深まっていくんですけども、先ほど助役が今までの経過、東京都、また市長会の経過報告がありましたけれども、そういう資料も、例えば焼却の被災地のごみのそういう部分は、こういう経過で国から東京都、東京都から区とか市に下りてますよということを、文書をもっていただかないと、私たちさっと流された説明ではなかなか頭に残らないです。ですから、その辺を今、どのような状況になっているのか、きちんと文書とかそういうことで流してくださいよ。これだとわからないです。その点について。

○助役（森田浩） 大変申しわけないんですけども、災害ごみの受け入れ処理について、今後どのようにしていくのかにつきましては、多摩全体での合意はされておられません。したがって、その前段として、24日にこのような形で正式に基本合意がされたということでございますので、今、決まっているのはこの基本合意書だけでございます。今後この基本合意書に基づきまして、市長会並びに女川町とか東京都を初めといたしまして、どのような形で受け入れていくのかについて、三多摩清掃施設協議会、清掃施設を持っている団体並びに多摩の市町村全体が構成しております東京都市町村清掃協議会というのがあるんですけども、その中で東京都がどういうふうな状況で多摩にどのくらいの処理量の要請が計画されているのか、また、どういう施設にどれほどの要請を計画しているのかも含めて、これから議論していく段階でございますので、今のところは私ども三多摩のどの市も、災害ごみの受け入れの状況については白紙であると受けとめていると考えております。

○7番（中村清治） もう東京都に貨車1台ですか、それが継続して入ってきていると思うんですけども、そこで実際にもう受け入れているわけです。ですから、それも1つの具体例であって、多分それが1つの基準となると思うんですね。私どもがこういう組合議会の議員ですから、自分で調査して、こういう数値で出ているんだなということをもっと勉強すればいいのかもわかりませんが、実際にはそういう具体例があるわけですから、今は東京都はこういう形でこういう数値で貨車で向こうで計って搬出して、こちらでも検査してというところにあるわけですよ。ですからそういう、何回も言いますがけれども、具体的な例がありますから、その数値も参考として提示していただければありがたいんですけども。

○助役（森田浩） 大変失礼しました。災害ごみの受け入れについて、東京都はどうか対応

しているのか、東京都全体で対応しているかについての一部分につきましては、議員御指摘のように、民間の処理施設で行っております災害ごみの処理は、現在もう既に行われております。今後、それを受けまして、23区ではもう既に受ける準備をして、住民説明会はいつごろでしょうかとか、どのくらいの量を受けるかについては、ある程度内内的には協議はされているようです。ただ、三多摩におきましては、それらの状況を見て、先ほどお話をさせていただいた協議会を設けて、その中で、それまで東京都が受け入れた経過、また放射能の数値とか、いろいろ実態がわかりますから、それらの実態を踏まえて、多摩ではどのような対応を図るのかにつきましては、協議会の中で検討していくという状況でございますので、災害ごみ全体を東京都がどう考えているか、その流れの一部についての資料はございますので、もしできればその中から必要なものについては、事務局で整理させていただいて、御配付するものについては御配付はさせていただく用意はございます。

○議長（遠藤源太郎） 助役、その中には今質問者からあったように、数値は入っているんですか。例えば8,000ベクレルだから入れているんですよとか、そういうことを聞き取ったわけです。東京都は基準を設けて受け入れているということでしょうから、それが示されていれば資料として。大丈夫ですか。

○助役（森田浩） 議員御指摘の数値がすべてかどうかは別といたしまして、例えば現地で搬出する前に測定した数値等、必要な数値は入っております。

○議長（遠藤源太郎） ではその前に、今、中村議員からその質疑の中で、東京都の受け入れている、民間が受け入れている基準、数値が入っているような資料があるということですので、それをこの議会の資料とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、資料として提出していただくようお願いいたします。

○7番（中村清治） 私がなぜこんなに心配するかというと、日の出の議員と、先ほども言いましたけれども、やはり焼却を受け入れてそのごみを焼却する場合、焼却灰となって、当然二ツ塚に運ぶわけです。そのときに、そのごみの例えば放射線がどれだけ残量として残っているかを一番心配しているんです。その数値をきちんとして、我々は住民にもきちんと説明していかなければならない。そこを大変心配していたんです。その議論をずっとやっていたんですけれどもね。ですから私たちは、もしそうなればやはりここで燃やすわけですから、そうすると一番安心した形の、我々は当然議論して、燃やしましょうということになれば、その数値が1つの大きな目安として重要な点になるわけですから、その情

報を今、東京都がやって、民間がやっているといっても東京都が基本的に受けなければ、許可しなければできないでしょう、民間だって。そういうふうには具体的に進んでいくわけですから、そういう情報を提示してくださいと私は申し上げたわけで、今、その数値を出してくれるということですから、今後ともいろいろな情報があったら、なるべく早くこの議会でも出していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○2番（梶井琢太） 被災地のごみの受け入れの関係ですけれども、今までの議論を聞いていまして、やはりよくわからないんですね。基本合意書を資料でいただきましたけれども、要は多摩地域では受け入れに向かって協力していきますよという内容が既に合意されていて、一方で先ほどの組合からの報告によれば、多摩地域での合意はされていない、白紙である、まだ何も決まっていないということで、詳細についてはこれから東京都の情報を得ながら進めていくと。ということは、もう既に受け入れは前提にあって、それは既に多摩26市の中で合意されたということでしょうか。

○管理者（馬場一彦） 今、梶井議員から質問の内容で述べられたとおりであるんですが、基本的にまだ、市長会の幹事会でこういった協定を結び、そしてまたその必要性、被災地のごみを受け入れる必要性を広く世間に周知してPRする、そういった目的も含めて、記者会見をするんだということで聞いております。記者会見をしたという報告も、先日の市長会でもいただいております。

先ほどから申し上げておりますのは、そこまでの状況が決まっているという状況でありますので、26市のごみの受け入れも、何をもって決定かというものはいろいろありますけれども、それで決定で、受け入れを前提として動いているんだという御指摘でありますから、受け入れる前提でおっしゃる部分は、そういう流れではあると思います。その流れを、先ほど村山議員に対する御答弁でさせていただいたんですが、そういった前提条件として先ほど放射能の問題ですとかダイオキシンの問題ですとか、その数値の信憑性ですとか、そういったさまざまな課題をクリアしていかなければならない。そして何よりも周辺住民の方の御理解、また当然柳泉園組合議員の皆様の御理解、そういったものを積み上げていかなければ、やはり柳泉園組合でそういったものを全くなくして、もう被災地支援で、そういった前提条件なくしてとにかく受け入れましょうということではないということ、先ほどから申し上げておりますので、基本的に被災地を支援したい、また支援すべきであるという考えはありますが、先ほどから申し上げておりますように、そういったさまざまな前提条件をクリアしていかなければならないということも一方ではありますので、

現時点でそういう状況の中で、今、お示しした資料の内容が現時点での到達点でないかというふうに考えております。

○2番（梶井琢太） それでは、東京都市長会の協議の経過とそれに対する、東久留米市長が管理者をされていますから、それへの対応あるいは回答、そういったものも含めた経過がわかる資料を出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○助役（森田浩） 柳泉園組合といたしましては、直接市長会と関係がないというのは大変語弊がございますが、直接的には関係ございませんから、市長会の資料が柳泉園に回ってくることはございません。したがって柳泉園としましては、市長会がどういう経過でどういうふうになったという資料はございません。

○2番（梶井琢太） 市長会ですから、当然各自治体になるんでしょうが、結局受け入れるのは柳泉園です。それを、それは知らないですということで果たしてよろしいのかどうか。私はその辺少し疑問には思うんですけれども、いずれにせよ管理者ではありますけれども、東久留米市長でもあるわけだから、市長会の経緯はわかるわけです。それに対する回答も。それをお話していただけませんか。

○管理者（馬場一彦） その経過ということでは、今まで議会で御答弁している内容ですけれども、繰り返しになりますが、災害ごみを受け入れたいという形で、8月の議会にたしか御答弁させていただいた内容では、東京都から、受け入れてほしいという話がありまして、そのときに東京都市町村清掃協議会の福生のたしか部長が代表で来られていて、先ほど私が申し上げたように、ダイオキシンとか放射性物質ですとか、あと近隣の住民の合意、そういったものがやはり重要になってくるという問題提起等もされて、まず7月にそういった東京都の思いと東京都市町村清掃協議会での御意見がたしかあったと記憶しております。

その後、8月の市長会では、その内容が踏襲されたような形で、10月の市長会の際に、東京都の環境局の次長が来られて、再度受け入れていただきたいという話がありまして、それに対して先ほど私が申し上げたような内容の危惧があると。例えば万一の場合どこが責任を取るのかといった場合、東京都が責任を果たしますという御答弁をいただいた。それを質問したのは私なんですが、そういった形でいわゆるダイオキシンの関係とか放射性物質の関係、万が一放射性物質等が大丈夫だと言っているけれども、検出された場合どうするのかということを確認させていただきました。そういった危惧ですとか周辺住民の方の御理解を得なければならないという質問ですとか意見が市長会に出されまして、そう

いった質疑とそれを受けてある市長からは、そういったいろいろな危惧はあるだろうけれども、前提条件が整えば、やはり被災地を支援すべきである、そういった思いというのは、今まで人的派遣とかいろいろしておりますので、そういうことも含めて、そういった前提条件がクリアできれば、やはり受け入れていくべきではないかという御意見が最後にありまして、基本的には被災地を支援するという考えは各市としても異論がないような形で、たしか10月の市長会が終わり、そして11月25日か26日だったか、正確に覚えておりませんが、そのときには24日にこういった記者会見をしましたということでお話がございました。幹事会で決定して、こういった記者会見をやったと。今後、いろいろと受け入れ条件の前提条件等々あるけれども、そういったものがクリアできれば、ぜひとも各自治体で、また一部事務組合にもなるんでしょうけれども、そういったところの中で積極的に受け入れていくべきであるので、よろしくお願ひしたいという会長からのお話があったと。

これは今、私の記憶の中だけでお話しておりますので、正確性に関しては記すべきであると思うんですが、そういうような流れで来ている。ですので、今、到達点としてこういった協定が結ばれているのは事実ですが、先ほどからの繰り返しになりますが、いわゆる被災地支援は私も基本的にはすべきであると思っております。ただ、その際にも、先ほどからのダイオキシンですとか放射性物質の件ですとか、そういったものの数値の信頼性、また検査もどういう形ですのかという実際の手法等々が、そういったものの情報提供がまだございませんから、そういったものが今、民間で行われ、これから東京都で、東京23区はもう受け入れを2月ごろに行うと。2月ごろから住民の説明会等をやって、2月か3月に受け入れる、東京都23区ではそういう表明もされておりますので、そういった状況も見定めさせていただきながら、柳泉園組合としてはそういった、先ほどから申し上げているような一定の条件が大丈夫ではないかということであれば、そういったものをもって東京都の方の協力も仰ぎながら、当然柳泉園組合議会の議員ですとか周辺住民の方々にそういった御説明をし、ぜひ御理解をいただき、そういった受け入れ条件がクリアできる状況が整っているんだったら、ぜひとも皆様の御理解をいただきながら、被災地の支援をさせていただきたいという考えは持っているということでもありますので、再三の繰り返しで恐縮なんです、そういう状況であるということでもあります。

○議長（遠藤源太郎） 一応3回質問は終わっているんです。資料がなくて言葉で市長会ということが再三出ておりましたから、今、説明していただきましたので、それできょう

のところは御理解いただきたいと思うんですけども。経過につきまして。ひとつよろしくお願いいたします。

○6番(安斎慎一郎) 被災地の廃棄物の受け入れの関係ですけれども、今、お話を伺っていると、東京都は23区は2から3月ごろに処理を開始するということで合意しているよと。しかし、26市については市長会はまだ決めてませんよと。しかし東京都は市長会もそうだよと。2から3月にやるというふうに東京都は思っていると。先ほどそういう御説明が、助役か別の方からあったように思うんですが、その認識の違いが少し気になるんです。その辺ははっきりしていただきたいし、できなければぜひ確認をしていただきたいと思うんですけどもね。

それが1つと、それからもう1つは、先ほどの御説明で、多摩全体で合意形成ができていないということなんですけれども、1つは市長会でできていない、もう1つは多摩清掃協議会とおっしゃいましたね。これは柳泉園議会としては資料提出しろといえ、柳泉園が入っている協議会だから出せるわけです。ただ、そこで会議録を取ったり、要点メモを取ったり、録音したりしているのかどうかというのが1つ問題だと思うんですけども、その辺はどうなっているのか。

それから、市長会なり多摩清掃協議会というのは議決機関なのかどうか。今、話し合っているということなんですけれども、いつどうやって決定するのか。ただ「いいですね」ということになるのか。それとも「どうしてもうちはできませんよ」というところがあったとして、そうした場合、全体が合意できない場合は引き受けないのか、それとも一部だけでもやるのか、あるいは柳泉園だけでも引き受けるのか、そういうことを視野に入れていく必要があるんだろうと思うんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

それから、少し受け入れとかかわるんですけども、8,000ベクレル/キログラムについては埋め立てしていいですよというのが、国の、前に聞いたことがあるんです。8,000ベクレルというのは私もメモして覚えているんですけども、その8,000ベクレル/キログラムの廃棄物を埋め立てた場合に、それが安全ですよとなるために、どれだけその上に汚染されていない土を乗せたりするのか、しないのか。どういう方法で安全を確保しながら埋め立てていくのか。少し私はわからないので、それを具体的に教えていただきたいと思います。一般にいわゆる除染、学校の校庭で高いのが出たので除染しますよとか、あと建物を洗っていますよとかいろいろありますよね。そのときにはどうするのかというのは、ここでは聞くことではないので、別なところで聞きますけれども、この

8,000ベクレル／キログラムについてはどのような方法で最終的に抑えることになっているのか。それを少しお答えいただきたいと思います。

それが被災地の廃棄物の受け入れについての1回目の質問です。

それから、行政報告の中の17ページの野球場・テニスコートの中の野球場ですけれども、合計で383回利用したと。昨年が392回だったので減りましたと。しかし、利用率が47%に上がっていて、昨年46%だったというこの関係はどういうことなのか、少し御説明いただきたいと思います。これは単純な質問です。

それからもう1つは、行政報告の資料で、請負の関係の資料が5件出ていますけれども、競争入札をしているのが1件だけありまして、クリーンポート汚水処理設備定期点検整備補修ということで、これは落札率が81.5%になっておりますが、その他については随意契約になっていて、99.6%とか92.5%とか、非常に高い落札率になっているんです。これは随意契約だからこうなるのかなと。ほかに技術的な関係があって、ここしか頼めないとか、継続的な関係があってここに頼んでいるとかいう関係で、予定価格と落札率がほぼ一致している。100%というのも前にあったと思うんですけども、そういうことなんですけれども、この予定価格はその場合どのようにして決めているのか。どっちみち相手の言いなりに決めているんだったら100%になるのではないか。それには一般の、二省協定賃金とか、積算資料などを出している、建設物価やどこかで出している単価と、二省で持っている歩掛かり、こうしたものをきちんと計算して、独自に、業者にかかわりなく柳泉園組合として独自に積み上げたものがこの予定価格になっているのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩を閉じて会議を開きます。

○管理者（馬場一彦） 前段を私のほうで御答弁させていただきます。

まず23区の状況と同じに26市がという形での御答弁があったのかなというお話だったんですが、柳泉園として、また26市の状況も、23区の一部事務組合は、どうもそういった住民説明ですとか受け入れ開始を2月以降にもっていくスケジュールで、12月の上旬から住民説明ですとか焼却試験ですとか、そういったものを公表し、またそういった

ものの安全性を確認した上でだと思えますけれども、受け入れ開始をそういった一定の手続を経ながら2月に行いたいということで、もうスケジュールとしてある程度固まっているやに思います。

そういった状況を23区は先行しておりますけれども、26市の状況は、また最終処分場の関係等もございますので、そういう意味では、こういった今の民間施設の状況ですとか23区の状況を見定めながら対応していくことになるのかなと思っております。ですので、基本的に23区と同じようなスケジュールで受け入れを開始するのは、日程の状況からも23区と同じということにはならないと思っております。そういった23区の状況を見定めながら対応していきたいと考えております。

その中で、多摩全体での取り組みということで、基本的に多摩全体での合意といえますか、そういった部分としては、被災地をさまざまな角度から支援することは、合意形成というか共通認識を持っていると思っておりますが、その後災害廃棄物を燃やす燃やさないとか、処理するしないということに関しては、それぞれ一部事務組合ですとか市町村ごとの判断、またその周辺の方々の御理解等がありますので、全体で決まったから全部が一律にということではなくて、それぞれの、23区と違いますので、23区は一部事務組合で全部やっておりますから、1つでいいんですが、26市の部分は我々のように一部事務組合で運営しているところもあれば、1市だけで清掃処理をしているところもございますので、それぞれの判断になってくると思っております。

市長会の位置づけということですが、市長会は特に法的なものとか、議会的な形での議決機関ではございません。市長が集まって協議する協議機関という形の位置づけでありますので、その中で方向性を出されたものはみんなそういうふうに行うという緩やかな流れとか、そういったものはございますけれども、基本的に議決機関ではございません。

柳泉園としては、先ほど申し上げましたように、26市総意として受け入れることが前提にはなりますが、各組合ですとか市によって対応はまちまちではないかと考えております。柳泉園としては、先ほど申し上げたように、私も基本的に被災地を支援する、がれきの処理がなくして復旧復興はないということは、私もそう思っております。ですので、さまざまな条件ですとか周辺住民の御理解、また議会の御理解、そういったものがぜひ得られるよう、こちらもそういった数値等が整えば、ぜひ御説明させていただきたいと思っておりますが、そういったさまざまな前提条件をクリアできて初めて柳泉園でも処理が可能になる

ものであると思っています。

○技術課長（涌井敬太） 8,000ベクレル以下の焼却灰の埋め立ての安全性等に関してでございますが、これは国の考え方でございますが、8,000ベクレル未満の焼却灰（飛灰も含む）を通常の一般の管理型の埋立処分地に埋め立てをした場合、その周辺の住民が受ける放射線量が1年間で10マイクロシーベルト以下、埋立作業場で作業する職員が受ける放射線量が1年間で1ミリシーベルト以下になるという数値が8,000ベクレル/キログラムという単位になるのだそうでございます。ですから、8,000ベクレル/キログラム未満であれば、いわゆる除染とか被覆をすとかいったことをせずに、通常埋め立てをそのまましても全く問題はない数値であると国は言っております。

○助役（森田浩） 先ほど清掃施設協議会と清掃協議会との関係、また市長会との関係ということでございますが、市長会の下部組織として東京都市町村清掃協議会というのがございます。この構成は、26市でございます。一部事務組合は入ってございません。そのほかに三多摩清掃施設協議会というのがございまして、これはごみ処理施設を持っている市が入って、なおかつ一部事務組合も加入しているということでございますので、関係はないとは言えませんが、一応組織的にはそのような組織で連携をとりながら、清掃業務のいろいろな協議をさせていただいているというところでございます。

○施設管理課長（中村清） ただいま17ページの厚生施設の野球場の関係でございます。利用回数が多いにもかかわらず利用率が下がっているのではないかという御指摘でございますけれども、これは野球が利用できる全体の駒数というのはもう既に決まっているものでございます。これに対して使用不可となる場合がございます。雨が降った場合がそうなんですけれども、こういうことを計算上やっていると、どうしても逆転現象がときたま発生いたします。これは野球場に限らず、テニスコートなどでも当然そのようになっております。

○総務課長（新井謙二） 契約の関係でございます。まず1ページの記載の契約でございますが、クリーンポート汚水処理施設定期点検整備補修でございまして、この工事におきましては一般的な工事でございます。柳泉園組合といたしましては、契約の改善策の1つとして入札及び契約事務手続の一層の透明化を図るために、予定価格を事前公表して実施している案件でございます。年間大体4件ほどでございます。予定価格でございますが、積算担当で積算をしております。

それから続きまして、2ページから3ページ以降の随意契約でございますが、こちらに

おきましては、随意契約基準によりまして、特殊な技術や技法を用いて行う場合は随意契約をするという基準がございます。その基準に基づきまして、具体的に申し上げますと2ページの粗大ごみ処理施設破砕機補修。破砕機というのはクボタ環境サービスしかできないものでございますので、こういった形につきましては随意契約としております。

同じく3ページ以降も同様の内容でございます。

それから、そのときの予定価格でございますが、まず業者から見積もりをいただきまして、特殊部品が多いものですから、積算ではできませんので、見積もりを参考にし、人工代等については宮繕でも積算できます。そういった形によりまして予定価格等の契約金額が多少違っているところがございます。

○技術課長（涌井敬太） 先ほどの埋め立ての8,000ベクレルの件で追加を。すみません。

柳泉園組合だけではありませんが、多摩地域は日の出町にございます多摩広域資源循環組合に焼却灰、飛灰を運んでおりまして、こちらではすべてエコセメント化されておりますので、基本的には埋め立てはいたしておりません。前回の議会のときに資料として御提示させていただいた多摩地域、23区、それから今の広域資源循環組合の焼却灰、それからエコセメント製品の放射性物質の濃度を測定した一覧表を御配付させていただいたと思いますが、その中で柳泉園組合としましては、飛灰が1,669、焼却灰が264、他の団体も同様同程度の数値でございますが、この焼却灰をエコセメント化したときのエコセメント製品からはセシウムは検出されておられません。ですから、この程度でしたら全く処理に問題ないと理解しております。

○6番（安斎慎一郎） 多摩清掃協議会の関係はわかりました。市長会の下部組織だということですので、会議録の提供等は無理だという先ほどの梶井議員に対する御答弁と同じということですね、わかりました。

この点で私、少し心配しているのは、協議が整わない、白紙だという状態が続くということをお心配しているんです。23区で一部事務組合が1つだということなので、そこで決定してやることについても、スケジュールを決めたり住民説明や焼却試験をやったりとか、やはり安全を確認しながら、また最後は、議会やあるいは住民の方々の合意がどうしても必要なので、そのところで結構説明等についても時間がかかることになると思うんです。そういう点で、ここでもたもたしていたのでは、本当に被災地に対して十分にこたえられない。この基本合意がただの紙にならないように、ぜひ積極的に鋭意取り組んでいただき

たいと思っているんです。

先ほど管理者の御答弁で、26市、多摩全体の場合は、支援するという点では一致しているけれども、燃やす燃やさないという判断はそれぞれになっていますよね。他の中間処理施設が支援するとなっても、燃やさないことには支援にならないわけですね。ですから、燃やす燃やさないの判断はそれぞれになっているというのは、支援することについてはそれぞれになっていると私は理解してしまうんですけれども、そういうことなんですか。

ですから私が確認したいのは、一定の時期を決めて、安全であることの確認を条件とするのは当然だし、住民合意が条件とするのは当然だし、それをやることを前提としながら、やはり一定の時期を決めて決断をしていかなければいけないと思いますので、その辺についてはどのようにお考えなのかお答えください。

それから、8,000ベクレルの関係については、一応国の決めている基準はわかりましたけれども、形はどうなるのかが少しわからない。エコセメントにしているということだから、それでそれでは出ていないということだから、ここを出しているのは問題ないんだということはわかりましたけれども、埋め立てていいよといった場合の、これは直接関係ないかもしれないけれども、例えば何メートル上にかぶせるんだとか、上に何を置くんだとかということがあるのかなのか。ただ野ざらしになっていくのか、そして埋め立てていくのか、その辺少しお答えいただきたいと思います。

それから、行政報告の17ページの件につきましては、わかりました。具体的な計算式はわからないので、何かのときに教えていただければいいかと思うんですけれども。そういう逆転も起きるとのことですね。わかりました。

それから、契約の関係で、2ページから先については、1つは随意契約基準に基づいてクボタしかできないんだとか、あるいは業者から見積もりをもらって、人工の単価、人工の計算か何か少し違うということで、それで予定価格と契約金額が違うんだということ。一応この部分についてはわかりました。

では、もし1、2点あったらそれだけお答えください。決断のところですね。

○管理者（馬場一彦） 26市の清掃協議会ですとか市長会も含めて、方向性としては一緒であると考えております。その方向性というのは、いわゆる被災地支援は、そういった前提条件がクリアできればやっていこうという方向性は一緒だと思っております。ただ、各自治体ですとか各一部事務組合がございますので、いわゆる方法、量ですとか受け入れ

る方法というんでしょうか、そういったものはそれぞれ別個に、それぞれ御判断されることだと思いますので、私が特にほかの事務組合ですとか市町村に対して言及する立場でもございませんので、基本的に方向性は一緒であるけれども、方法はそれぞれ個別に検討対処していくものであると思っています。

その決断に関しましては、今、特にいつということは申し上げられませんが、焼却試験ですとか、柳泉園組合管内の市民の方ですとか、そういった方たちが特に放射性物質、放射能に対しての、拡散ですとかそういったことに対しての危惧が非常に多く見聞いたしますので、やはりそういったデータですとか数値、または受け入れる際の手法で、コンテナに積んで云々という話が先ほどもございましたけれども、そういったことが明らかになる時期がありましたら、周辺住民の方含めて御説明し、御理解を得るように努力してまいりたいと考えております。

○技術課長（涌井敬太） 8,000ベクレル未満の埋め立ての仕方ということでございます。仮に埋め立てをする場合は、特に何をする必要もありません。ただ、8,000ベクレルを超えて10万ベクレル以下のものにつきましては、周りに隔離槽を設けて、外部に放射線が飛散するのを極力少なくするという手法は、国から基準が来ております。ちなみに、厚さ15センチのコンクリートで覆いますと10分の1、30センチの覆土を行いますと40分の1になるそうでございます。

○助役（森田浩） 管理者の補足は大変失礼なんですけれども、先ほどの清掃協議会、今後の三多摩における災害ごみの受け入れの方向性でございますが、三多摩全体での方向性は一致しましょうと。そのためにどのような協議をしていくかについて、三多摩清掃施設協議会と清掃協議会と東京都が入って、1つの検討委員会を設置して、その中で方向性を出していきましょうということで、現在協議会が策定していこうということで話し合いが進められているということでございます。それで、それを受けて方向性が出ましたら、各個々で対住民の対応、また対議会との対応も、各個々の団体で違いますから、それは尊重しながら同じ方向性に向かっていきましょうということで今、進んでいるということでございます。

○6番（安斎慎一郎） 最後の方向性のことだけ伺いたいんですけれども、その議論には皆さん参加しておられるわけですが、市長会なり清掃協議会なりの議論の中には参加しておられるわけですが。その中で、とても合意に至るのは大変だという雰囲気なのか、あるいは一定の協議を進めれば整うだろうと今、感触を持っているのか、全然わからないのか、そ

の辺少し。

というのは、なるべく23区ではこうして焼却試験までやって進めているわけだから、26市もちゃんと対応できたらいいなと思っているものですから、その点での感触が、もしお話できたらお答えいただきたいと思います。

○助役（森田浩） 他市、他団体のこともかかわりますので、詳しいお話は、ということになりますが、方向性としては、協力していくという基本的な考え方はほぼ一致しているのではないかとこの雰囲気でございます。ただ、これはここで話していいかは少しわかりませんが、小金井市の問題がございますので、それも絡んできておまして、例えば小金井市のごみを焼却した場合には、それだけキャパがなくなってしまうので、災害ごみはなかなか、受けたいんだけど受けられない状況でありますよという、そういうお話もございますので、個々の団体で少しその辺のニュアンスは違っておりますが、方向性は協力していくということで一致している雰囲気でございます。

○8番（石川秀樹） 女川の被災地の災害ごみの受け入れにつきましては、これまでの議論で、先ほど管理者からお話があって、前提条件をきちんとクリアしていけば、全体として受け入れるべきではないかなと、私はそう思っております。ただその合意へのプロセスがまだ、私たちもよく見えていませんし、恐らく構成市の議員やあるいは構成市の住民もよくわかってないと思いますので、その意味で前提条件というお話もありました。たしか8月の議会の中では、柳泉園として4つの条件というお話がありましたが、すべて口頭でしたので、例えば放射線の値とか費用の問題、それから近隣住民への説明、こういったものも文書で出せると思いますので、文書をつくっていただいて、きちんと各市に説明していただきたいなど。これは答弁は結構です。要望しておきます。

小金井市について少しお伺いしたいんです。これまでの経緯につきましては、この文書、すべてまだ目を通していませんけれども、先ほどの御説明でわかりました。ただ、今、新聞報道等では、人道的にという言葉で各市が受け入れを表明しております。そこを少し御説明いただきたいんですが、柳泉園ではこれまで要綱の16条にしたがって2カ年受け入れたことがあるということですが、人道的というのは、先ほど御説明があった新たな22条の部分ですか、そのことを意味するのでしょうか。どうしても「人道的」という言葉があると、何だ柳泉園はどうするんだと言われるかもしれませんが、この22条の部分をどういうふうに読み取って、柳泉園としてはもう一度同じ話になってしまうかもしれませんが、これこれこういう理由で今のところ小金井のごみを受け入れる予定はないということ

を、もう一度御説明をいただければと思います。

○助役（森田浩） 柳泉園が小金井市のごみを広域支援を実施したのはあくまでも16条に基づいて支援したということで理解してございます。そしてその後、広域支援をします条件といたしまして、先ほどお話をさせていただいたように、小金井市が何年何月までにきちんと計画書をつくって、その間にきちんと場所を決めてくださいということが条件になって、2年間柳泉園は16条に基づいて支援いたしました。ところが、小金井市との約束の候補地を、小金井市が決められなかったということで、柳泉園をはじめとする支援している団体が、お約束を破ったではないかということで、支援をそこで中止したということが現実でございます。

そうなりますと小金井市は、非常に他市のことに立ち入って大変申しわけないんですけども、ごみの処理の行き場がなくなってしまうので、要綱を変更する必要が生じてきた。支援をする条項を新しく、人道的な道義的な条件であっても支援できることにしようではないかということが、市長会でいろいろ議論されまして、そこで22条が追加されまして、道義的、人道的に支援もできるんですよという条項を付則で組み入れたということでございます。

ですから、柳泉園におきましては、人道的、道義的な支援は行わないことはもう既に前からの議会の中で合意をされているということで理解はしております。

○1番（細谷祥子） それでは3点質問をさせていただきます。

まず被災ごみの関係でございますけれども、先ほどから、市長会ではこのように話し合われているということをお伺いしているんですが、住民が非常に、安全を守るということで、数値の問題とか先ほどからいろいろと質疑がされておりますが、この住民を守り、そして柳泉園を守るということで、柳泉園の管理者として市長会に出ていらっしゃる市長として、もともとの現況はきちんとした方向性を出さない国にあると。私は国がこの被災ごみ、すべてのことについて、もう少しきちんとした方策を示していかないことが、すべて皆さんの混乱と不安な状況に陥るといったことがあると思います。私はですから万が一の場合どう責任を取るのかと聞いたら、東京都が取るといった答えをいただいたということでは、やはり少し責任の取り方としては不十分。私はもっと国としてどうするかということ、市長会の中で話し合っていたらと思っておりますが、そういう議論はされているのかどうかということをお伺いいたします。

2点目は、小金井市についてでございますが、資料をいただきまして本当に短い間あり

がございました。そこで、この間の資料を提出いただきたいというお願いとともに、小金井市自身はこのことについてどう思っているのか。また、市民の反応はどうかということ、小金井市にお聞きしていただきたいということ、私はお願いいたしました、それはその後どうなっているのか。また、進捗状況です。今、小金井市としてどのような努力をしてきたのか、しているのかという進捗状況。それについてお伺いしたいと思います。

3点目は、この柳泉園の厚生施設の利用状況が減少している、この原因についてお伺いしたい。

この3つをお願いいたします。

○管理者（馬場一彦） まず1点目の部分は、もうおっしゃるとおりの見解を基本的には各市長お持ちであると思っておりますし、これは地方自治体、都道府県問わずそういう認識でいるのではないかと考えております。

そういった中で、石原都知事がただ国にそういうことを言っているだけでは、国がもう動きそうにないので、東京都が首都東京で、また電力とかさまざまな面でお世話になったりとか、またそういった被災地の支援をするのが首都東京の役割であるという思いから、都知事のそういう意味ではリーダーシップというんでしょうか、そういったもとに今回被災地を支援するという事で、当時ほとんど9割近く、9割以上でしたか、都道府県市町村を含めて、被災地支援のために災害ごみを受け入れると表明をしておりましたが、その後、たしか10何%しか実際は受け入れがないという状況もあって、余計東京都としてはそういったものもリーダーシップ、国に申し上げていて埒があかないので、東京都が率先して範を示すんだという形で行われてきたのかなと認識しております。そういった意味では、国でまだ基準値の問題ですとか、今は暫定規制値という言葉でいろいろと述べられておりますけれども、ぜひそこは国はしっかりと態度または方針など示していただきたいと考えております。

小金井市の、どう思っているのかというのはなかなか今、市長不在の時期でありますので、市としてのそういった政治的な決断ができない状況の中で、小金井市がどう思っているのか、市長がお辞めになった後はお聞きすることができないんですが、今、小金井の市長、また今副市長もおりませんので、職務代理という形で部長が各市に今までの経緯の御説明と、今度の新市長ができた場合に、いずれにしても早急に今後の方向性を決めていくことになると思うので、そういった際はぜひまた改めて御協力をお願いしたいという形で、

今、そういった部長が各市ごあいさつですとか要請のお願い、そういったものをしているようであります。私のところにも、東久留米市長という立場でありますけれども、東久留米市にもごあいさつということで来られましたし、多分それはほかの市町村にも来られていると思っています。

そういった中で、やはり小金井の新しい市長が決まらないと、なかなか少しその方向性とかいうものが見えてこないと思いますので、今後基本的にはそういった進捗状況は、新市長がどう考えて小金井市の中をまとめていくかということがあるのではないかと考えております。

○施設管理課長（中村清） 施設の利用状況が少し減少していることについてでございます。

今期は非常に目立って減少してしまいましたけれども、これはあくまでも短縮営業、6月、7月、8月。通常に戻したのは9月23日から戻させていただきましたけれども、8月、9月、10月というのは短縮営業があるから、このように大幅な減少に至ったのではないかと考えております。

それと、自然減が当然ありまして、例えば平成5年度には周りの施設ができておりまして、西東京市スポーツセンターが運用開始されております。それから平成9年度におきましては、お隣の東村山スポーツセンターが運用開始されております。それから平成12年におきましては、久留米スポーツセンターが運用しておりますので、等々考えていきますと、どうしても柳泉園施設は温水プールと浴場を持っているという、非常に特徴のある施設でございますんですけども、やはりここにきて少し施設そのものも古くなってきて、多少飽きがきているのかなという気もしているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の大幅な減少におきましては、短縮営業の影響が一番かなと。それとこういう災害が起きた後でございますので、利用しようではないかという機運がまだ高まっていないのではないかと考えているところでございます。

○1番（細谷祥子） お答えありがとうございました。

まず被災ごみについては、市長も管理者として市長会にも出られていて、やはり国の責任はあると考えているということですが、考えているだけでは困ります。これは、市長会で言い続けていただかないと、柳泉園だけの問題ではなく、国民みんなが本当に安全で快適な生活を送るために必要なことですので、言い続けていただきたい。市長3人いらしていますので、ぜひ市長会では国がきちんと数字の問題も、そして処理の問題も、一日も早

く対応していくことを方策としてきちんと打ち出す、方向性を出す、それを言い続けていただきたい。これは要望して終わりたいと思います。これが本当の現況だと思いますので、国がやはりどうするかというふうに思います。

次に、小金井市の問題ですけれども、市長がかわられたのでということですし、それからなかなか聞きづらいということもあるかもしれません。けれども、どのくらい進んでいますか、お話しはしていますか。これは市長がいらしてもいなくても、行政課題は進めなければいけないものではないかと思います。担当はいらっしゃるんだらうと思いますので、その点を含めてきちんと方針を立てていっていただきたいと思います。

この柳泉園も、3市でいろいろと企画をしておりますけれども、もともとは構成市、東久留米は柳泉園があるということで、やはり負うところも大きいものです。そしてまた清瀬市が汚泥処理をしているという、こういう状況の中で、でも3市で助け合っていこうよということで行っている事業でございます。ですから、小金井市も基本的には自区内処理という原則がありますけれども、もう少し一部事務組合の加入も考えると、その辺についてどこまで議論を進められているのかは、やはり私は柳泉園としても聞きながら物事を判断していくことが必要だと思いますので、それも今後の方針の中で立てていっていただきたいと思います。

それと、厚生施設でございますけれども、どうしても古くなると皆さん方からなかなか、新しいほうへ目が向いて使われなくなるということもありますが、ほかの施設に比べてとても柳泉園は浴場とプールが離れている。一度着替えをしてから入らなければならないという、施設上でなかなか市民の方々が使いづらい形になっていると思います。これを抜本的に改善するとなるとかなりの高額な財源を必要とすると思いますけれども、この辺も含めて、今後考えていく可能性があるのかどうか、この1点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 前段の1つは御意見でよろしいですね。

○助役（森田浩） 確かに施設を利用する際、その辺は非常に使いづらい、一部使いづらいことはあろうかと思えます。ただ、かといってそれを改善するためには、今、議員も御指摘したとおり、かなりの費用がかかりますものですから、いろいろ議題には載るんですけども、具体的にはまだなっていないということでもありますので、これから第1に柳泉園が与えられているごみ処理が完全に経費的にも余裕が出てきた段階であれば、そのような形でそちらの対応も、考えるべきときが来たら考えていきたいと思っております。

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑の途中ですが、ここで昼食休憩といたします。午後の再開は1時5分といたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時02分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは休憩を閉じて会議を開きます。

○9番（鈴木たかし） 午前中に引き続きましてがれき処理の問題なんです、お昼をはさんで少し忘れてしまった部分もあるので、短縮してお話をさせていただきたいと思えます。

まず確認ですけれども、大きなテーマとして柳泉園組合及び私ども議員それぞれがそれぞれの立場で被災地のごみ処理を何とかしてあげたいという思いは、それぞれのお話の中で非常に伝わってまいりました。いま一度確認してまいりたいんですけれども、やはり被災地では今あるがれき処理が大変な復興の妨げになっている状況で、県内である一般廃棄物の量は、一般廃棄物に相当すると10年、20年分の廃棄物があるという現状があって、復興に大変な妨げになっているということがございます。そうした前提で少しでも被災地のお役に立っていききたいということで、当初は全国各地で手を挙げたところが、いざ受け入れるとなったら激減をしてしまった現状があるわけですね。ここ東京都では、また柳泉園組合では一応手は挙げたままで、そういうオーダーがあった場合には喜んでお受けいたしますよということは、午前中のお話を聞いてよくわかりましたし、またこれは日本人として最も美德とすべき点だと思います。中国で女の子がトラックにひかれて、見て見ぬふりをして死んでしまったという例もありましたけれども、他人の痛みを他人の痛みのままとしないのが日本人の美德からするならば、やはりこれは率先してやっていくべきであろうということは、総意として持っていくべきだと思います。

その上で、皆様議員からありましたけれども、1つ何を担保として、安全の担保として受け入れるかということで、私ども公明党の新聞に出ていたんですが、公明党ということではなくて、東京都が被災地のごみを受け入れる際のチェック項目として、こんなふうに出ていたんですね。まず、現地のがれきの仮置き場で放射線測定をするんだと。次に、選別エリアで測定をするんだと。さらに、積み込まれたコンテナでも放射線量を測定し、都内に到着してからも、破碎・選別施設で測定をし、焼却施設で選別されたがれき、焼却灰でも放射線測定をする。つまり5段階の放射線チェックをしますよと言っているんです。

被災地を出るまでに少なくとも3回です。そうしたことを私どもが知っておかないと、また午前中の答弁でもこうしたことはお話としては出てなかったんですけれども、こうしたことをまず御存じかどうか。こうしたことは都のチェック項目として出ているんですが、柳泉園組合としてこういった経過を踏まえてこちらに来るんだということを御存じかどうか、まず1つ確認をしたいと思うんですね。

大まかに言いまして、やはり放射線が出ているということで御心配な向きは当然あるんですけれども、放射線量、空間放射線量をかんがみましても、多摩地域全般を見ましても0.05マイクロシーベルト前後で落ち着いております。ずっと落ち着いていますね。ただ、オーバーするところはいわゆるホットスポット。ホットスポットも、世田谷などにあるように、むやみに出てくるのではなくて、あれは原発事故由来ではありませんから、そうではなくて、建物の雨樋、先般清瀬市では市として独自に放射線、ホットスポット測定をしましたけれども、雨樋であるとかどぶのところであるとか、いわゆるホットスポットとおぼしきところという想定をされ、測定をしてみると確かに高いという。ですからむやみやたらと高いところがわからないところにあるのではないということなんですね。正しくこうした放射線の傾向性を知っていくならば、むやみに怖がっていくこともない。正しく知って正しく恐れていくことが大事なのではないかと思います。私ども柳泉園議員としても、こうしたことを踏まえて、市民からの不安な点とかそうしたことを御説明できるような知識を持っていきたいなというふうに思っております。

先般NHKの報道で、放射性物質が付着したがれきを無酸素状態で熱処理し、セラミックなどに分解することで、ごみ自体の容量を大幅に減らすとともに、放射性物質を含む焼却灰も出ないことが期待される新しい処理設備が開発され、来月から福島県広野町に試験的に導入されることになったという報道がありました。こうしたことも踏まえて、ですからむやみやたらと放射性のごみがあるというわけではなくて、現地は現地で処理をしているんだと。

もう1つは、被災地である福島県のごみは福島県で処理すると決まっているんですね。宮城県と岩手のごみについて、この2県だけについて東京都としては受け入れるという、こういう話が前提としてある。こうしたことを踏まえて御説明をしていけば、市民の方に十分御理解いただけるのではないかと思います。先般の、第1弾として東京都に来た岩手県のごみについても、被災地の地域そのものは福島第一原発から東京の距離よりももっと遠くにある距離なんですね、岩手県の当該地というのは、東京よりも遠いところから来る

ごみについて、放射線が心配だというのは、そもそも議論としてはおかしいですし、そしてまた、今回東京都で受け入れるごみは、さまざまあるがれきの中でも、無尽蔵に全部受け入れるわけではなくて、まず木屑が全般であると聞いております。この点も御存じかと思うんですけども、プラスチック類などの木屑以外のごみは、18%以下であれば受け入れると聞いております。そうした意味では、私どもこの地域で樹木の剪定などします。樹木の剪定の際に放射性物質が多く含まれるというのは、報道等でもよく言われていることですが、そうしたごみを柳泉園でも燃やしていらっしゃるんだと思うんですが、その際でも、今まで柳泉園の煙突から放射性物質が検出されていないというお話でしたので、そうしたことを考えても、市民の方に御理解いただける、御安心いただける材料は多くあろうかと思えます。

こうしたことを踏まえて、先ほどのこうした5つのオプションがあることを御存じかという点と、もう1つこういうふうに、先ほど中村議員からありましたように、具体的な事例を通して説明をきちんとしていけば、市民の方の安心を得られるという意味で、柳泉園組合から発信するいわゆる広報活動、市民の方に安心していただけるような広報活動をぜひお願いしたいと思います。

1つは確認で、1つはお願いでございます。

○助役（森田浩） 1点目の、放射能の測定の計画等でございますが、これにつきましては、先般行われた記者会見の参考資料としていただいている中で記載されていることは承知してございますが、詳細な説明は受けてございません。

それから2点目につきましては、いろいろ具体的に現在東京都が実施して、民間施設でございますが、焼却をしている、また今後23区において焼却がされる場所も踏まえまして、いろいろな具体的な実態をきちんと把握し、それをきちんと柳泉園の説明責任として近隣市民の方に説明していく必要性はあると思えます。ただ、柳泉園だけではなかなか難しいものですから、構成市であります3市の皆様方と連携させていただいて、広報紙等を活用して行く中で、多くの方に正しい正確な情報が伝わるように努めてまいりたいと思っております。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○6番（安斎慎一郎） ただいまの質疑の中で、質疑も御答弁も同じことを述べておられたんですが、記者会見で示された5項目の書類はお持ちだということですので、これで質疑するというということではないんですけども、柳泉園議会として一応いただいておりますので、

で、資料として提出していただきたいんですが。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 先ほど答弁の中で参考資料としていただいているというものです。参考資料として手にはあるという答弁があったんですけども、出せますか。

〔「今、少し用意しているんですけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） その前の中村議員の資料の中に書いてあるということですね。

〔「そうです。網羅されているということです」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 暫時休憩します。

午後 1時13分 休憩

---

午後 1時13分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、行政報告につきましての質疑はこれで終結をしたいと思います。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第5、議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額31億46万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億1,842万円を追加し、予算の総額を32億1,888万4,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。詳細につきましては事務局より御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成22年度決算審査が終了し、繰越金が確定したことにより、調整させていただく内容でございます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2の歳入でございます。款4繰越金項1繰越金目1繰越金節1前年度繰越金は、1億1,842万円の増額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

3の歳出でございます。款2総務費項1総務管理費目2総務管理費節25積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金6,000万円の増額でございます。基金への積立金に関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金のうち6,000万円を積み立てるものでございます。

次に、目4厚生施設管理費節18備品購入費は、説明欄に記載のテレビ購入費として19万2,000円の増額でございます。これにおきましては、浴場施設の大広間に平成14年に設置したものが修理不可能な状態となったため、買いかえるものでございます。

続きまして、款5予備費の5,822万8,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補正の補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。

よって議案第7号、平成23年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（遠藤源太郎） 「日程第6、議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成23年10月17日から27日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の石川監査委員により、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、平成22年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額33億991万3,000円。歳入決算額33億4,251万1,432円。歳出決算現額33億991万3,000円。歳出決算額28億3,909万536円。歳入歳出差し引き残額5億342万896円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

歳入についてでございます。主な歳入について御説明させていただきます。

まず初めに款1分担金及び負担金は、収入済額20億2,187万円で、歳入決算額に占

める割合は60.5%でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料 項1 使用料 目1 施設使用料は、収入済額6,949万1,050円で、歳入決算額に占める割合は2.1%でございます。

節1 野球場使用料から節6 テニスコート使用料までの各施設の使用料は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2 手数料 目1 ごみ処理手数料は、収入済額4億7,497万1,605円で、決算額に占める割合は14.2%でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款4 繰入金 項1 基金繰入金の収入済額は1億200万円でございます。施設整備基金を取り崩したもので、全額クリーンポートの定期点検整備費に充当いたしました。歳入決算に占める割合は3.1%でございます。

次に、款5 繰越金の収入済額2億8,680万6,301円は、平成21年度からの繰越金で、歳入決算額に占める割合は8.6%でございます。

次に、款6 諸収入 項2 雑入の収入済額は2億8,102万5,749円は、歳入決算額に占める割合は8.4%でございます。主な雑入の収入済額は節1 資源回収物売り払いの1億8,404万8,123円で、その内容は、アルミ缶プレス、スチール缶プレス、ペットボトル、古紙、布類及び生き瓶の売り払いでございます。

節2 回収鉄売り払いの1,831万9,917円で、その内容は、粗大ごみ処理施設の磁選機及び手選別などにより回収された鉄や、施設の補修により発生した鉄類の廃材の売り払いです。

節3 電力売り払いの6,027万790円、また節7 その他の雑入の1,509万9,469円で、その主な内容は、備考欄に記載のとおり建物災害共済金は平成21年度に起きた粗大ごみ処理施設破砕機の爆発事故により復旧補修費用に対する保険料でございます。また、ペットボトルの有償入札拠出金は、指定法人ルートで処理しておりますペットボトル230トンに対するリサイクル協会からの拠出金でございます。

節1 資源回収物売り払いの収入未済額は、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売り払い代金の未納額のうち、銀行債権である現金の差し押さえにより、回収した410円を差し引いた残金956万6,458円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

項3 受託事業収入の収入済額1億419万1,150円は、歳入決算額に占める割合は

3.1%でございます。その内容は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づき、多摩川衛生組合より1,635トン及び東村山市より491トンの可燃ごみを受け入れることによる受託料で、備考欄に記載のとおりでございます。

歳入関係は以上でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。歳出についてでございます。

主な歳出について御説明させていただきます。

まず、款2総務費項1総務管理費目1人件費の支出済額は、1億3,381万4,449円で、歳出決算額に占める割合は4.7%でございます。不用額の主な要因といたしましては、給与改定及び期末勤勉手当等の支給率引き下げによるものでございます。

続きまして、14、15ページをごらんください。

目2総務管理費の支出済額は1億4,251万7,376円で、決算額に占める割合は5%でございます。主な不用額は節11需用費の印刷製本費の契約差金でございます。

なお節12役務費及び節13委託料の備考欄記載の予備費からの充用は、アルミ缶プレス売り払い代金未納の件で、銀行債権の差し押さえを行うため弁護士に支払う費用で、切手代及び印紙代として合計1万8,000円。弁護士報酬着手金として10万5,000円を充用したものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は6,204万7,853円で、決算額に占める割合は2.2%でございます。主な不用額は、節11需用費の修繕料一般及び節13委託料の契約差金によるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は、1億2,888万1,477円で、決算額に占める割合は4.5%でございます。主な不用額は、節13委託料の契約差金でございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費項1ごみ処理費目1人件費の支出済額は2億7,910万4,195円で、歳出決算額に占める割合は9.8%でございます。不用額の主な要因は、給与改定及び期末勤勉手当等の支給率引き下げによるものでございます。

次に、目2ごみ処理費の支出済額は6億6,888万2,875円で、決算額に占める割合は23.6%でございます。主な不用額は、節11需用費の消耗品費のうち機械油代、薬品代及び電気関係部品購入の契約差金、燃料費のうち焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に補助

燃料として使用する都市ガスの使用量が計画量より減となったためでございます。光熱水費のうち購入電力の入札を行い、基本料金が当初計画より減となり、電気代が減となったものでございます。

また、節13委託料の不用額は、各業務委託の契約差金等でございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費の支出済額は、1億7,849万561円で、決算額に占める割合は6.3%でございます。主な不用額は、節11需用費の修繕料の一般定期点検の契約差金でございます。また節13委託料の不用額は、主に不燃物再利用委託で、固形燃料化の実績量が当初計画量を下回ったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

目4資源管理費の支出済額は、1億1,415万3,781円で、決算額に占める割合は4%でございます。主な不用額は、節11需用費の修繕料の一般及び定期点検の契約差金によるものでございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は4,606万4,371円で、決算額に占める割合は1.6%でございます。主な不用額は、節11需用費の光熱水費のうち下水道使用料の実績量が当初計画を下回ったことにより、下水道代が減となったものでございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

款4公債費の支出済額は10億8,103万9,937円で、決算額に占める割合は38.1%でございます。なお、平成20年度現在の未償還元金は42億6,270万7,752円でございます。

次に、款5予備費は、予算現額3億4,445万1,000円と同額が不用額となり、全額23年度に繰り越しをしております。

なお、予備費の不用額は、歳入不用額の合計4億7,082万2,464円の73.2%を占めております。また、予備費には平成23年度予算で関係市の負担金から差し引きする私車処分費として当初予定しておりました1億9,507万8,000円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

続きまして、28ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。表に記載のとおりでございます。

次に、29ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて、公有財産の土地及び建物でございます。年度内の

増減はございません。

次に、34ページから43ページにかけて、公有財産の工作物でございます。年度内の増減はございません。

次に、44ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品でございます。こちらにおきましても年度内の増減はございません。

次に、45ページをごらんください。基金でございます。各基金の全年度末残高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

続きまして、47ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。参考資料は、48ページから56ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

なお、平成22年度における主な施策の成果につきましては、平成22年度事務報告として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算に関する補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（現王園成夫） 平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の石川監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書帳簿とも完全に整備されており、平成22年度の決算は正確であることを証明いたします。平成23年11月28日。柳泉園組合監査委員 現王園成夫、同じく石川秀樹でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

○議長（遠藤源太郎） なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

○7番（中村清治） 意見書の中にも書き込まれておりますけれども、歳入の大部分が関

係市の負担金、そしてごみ処理手数料と発電電力料ということで、その部分のごみの減少とごみ手数料が減っているということと、電力売払金が減額になっているということで、気になるところです。

それから、受託事業で1億4,000万円ばかり入っておりますけれども、この受託事業という部分で基本的に柳泉園組合が先ほど被災地のごみの関係もありましたけれども、どのくらいの容量があるのか。これは当然小金井市の問題にもかかわってくるかなと思いますけれども、今後の見通しとその点についてのお考えをよろしくお願いします。

○技術課長（涌井敬太） 受け入れられる量ということでよろしいでしょうか。

1日20トンということで、通常の2炉運転をしている中で1日20トンの受け入れが可能ということでございます。

○管理者（馬場一彦） キャパシティーとしては今、申し上げたような状況がございますが、災害の件ですとか小金井の件ということは、これはまたキャパシティーとは別の、当然容量がなければできはしないんですが、やはりその前の前提条件がそれぞれございますので、残容量は容量として、またその部分の、今、置かれている被災と小金井の件は、それぞれの前提条件等々の中で今後検討させていただければと考えております。

○7番（中村清治） 実質の繰越額が5億ありますので、この数字からいくと、柳泉園組合が運営上すぐに危機というか、財政上厳しいということは今のところ考えられませんけれども、このまま続いていくと、監査委員の報告のとおり、ごみの減量化とそれに伴う発電量の低下ということで、いずれにしてもかなり事業がだんだん厳しくなる状況があると思うんですね。ですから、その辺については経常経費等、さまざまな節約部分があるとは思いますが、その点について鋭意努力をしていただきたいと思います。これは意見として申し上げます。

○6番（安斎慎一郎） 決算書の9ページの不用額のところで、雑入のところの、先ほどアルミ缶プレス売り払い未納による収入未済額956万6,458円ということで計上されております。御説明によれば、平成23年の2月に銀行債権の450円を差し押さえた残りだということなんですが、少しその間の、私はこの議会に出てきてから、この事情を聞いたかもしれませんが、改めてどういう事情でこういう未済額が発生していて、これは契約した弁護士の手も借りて対応しているということだと、後の歳出の説明であったと思うんですけれども、将来的にこれが不納欠損とかになるような恐れがあるのかどうか、その辺の見通しも含めて。まだ収入未済額だから、不納欠損ではないわけです。ですから

今後の見通し等についてもありましたらお答えいただきたいと思います。

それから、事務報告書の10、11ページ、契約のところですけども、ここに※印の随意契約が、10ページですとクリーンポートごみ灰クレーン定期点検整備補修981万7,500円ということで、これは落札が不調に終わったためになったということかなと思うんですけども、これはやむを得ないことなのかもしれませんけれども、右側に結構、例えば運転業務委託、これはし尿処理施設の運転業務委託ですけども、4,662万円、これが随意契約で、※印で、入札と同様の方法により実施した指名競争見積もりによる契約。これが6件ほどあるんですけども、これについて、今までの随意契約の御説明ですと、その会社しかできないんだとか、何年間かにわたって、3年ぐらいの関係でそこでやるんだとか、技術的な問題等々について説明されているんですけども、これは複数社が指名競争見積もりに参加したのかどうか。金額的には3,899万7,000円とか6,844万6,000円ということで、一定金額になっておるので、その辺どういう事情か。今後、競争入札にしていけないのかどうか。これまでの御説明と違う状態があると思うんですけども、その2点。

それからもう1点は、クリーンポートの運転については委託とかしていないで、市の職員が直接運転していらっしゃるのでしょうか。その点。

3点お願いいたします。

○資源推進課長（佐藤元昭） 1点目のアルミ缶プレスの売り払について御説明いたします。

今回このお話を初めて聞かれる議員もいらっしゃいますので、経過から説明させていただきたいと思います。資源回収物の売り払いに関しましては、価格の変動が多いため、年4回、3カ月に一遍入札を行っています。今回のアルミ缶プレスの売り払いに関しましては、平成20年度の契約期間、平成21年1月から3月までの3カ月間のアルミ缶プレス売り払いについて、平成20年12月に入札した結果、契約単価が1キログラム当たりですけども87円で落札し、契約を締結しました。エル企画という業者ですけども、これはリーマンショック以降の価格が暴落したことによるんですけども、契約したんですけども、2月25日に支払いができないため契約解除申請が提出されました。翌26日に承諾しております。

その後、未納分である1月、2月分の支払いについては、3月の東京都の融資を受けることによって返済すると説明を受けました。さらに平成21年3月26日付で、3月の融

資が受けられなく、返済が不可能になり、今後の対応については4月15日付の追加融資を再度申請し、追加融資決定の際には1月分、2月分を一括返済する。また、融資が受けられない場合は、4月から毎月50万円の分割による返済計画書が提出されました。提出されたのはいいんですけれども、その後連絡が来ないため、5月13日に顧問弁護士である中村法律事務所と相談の結果、配達証明つき内容証明郵便で、催告書により再度請求を5月29日付で送付しております。

しかしやはり入金がないため、議会の議決を得て9月24日に訴状を裁判所に提出し、11月16日東京地裁立川支部にて口頭弁論が行われ、26日に判決しました。勝訴したんですけれども、やはり連絡も入金もないため、柳泉園も黙って見ているというわけにはいきませんので、財産の確認をいたしました。不動産の登記確認をし、本店所在地である青梅市の土地建物、旧本店所在地である入間市春日町の建物、工場所在地である入間市木蓮寺の土地及び代表者の住居である立川市のマンションを調査いたしました。すべて賃貸物件でありました。また動産についても確認しました。当時ナンバーがついている車両、ダンプ車が1台あったんですけれども、こちらも陸運局で調べましたが、リース物件でありました。財産らしきものはないので、次の手段といたしまして、銀行債権の差し押さえを検討し、平成22年7月30日付で所沢駅周辺の都市銀行4店舗にしぼりまして差し押さえを実行しました。その結果、先ほどお話にもありましたけれども、三井住友銀行所沢支店の普通預金に410円があり、差し押さえをいたしました。

こういう手続をしている間に、このエル企画の社長は5月31日に栃木県で廃棄物処理法違反、産業廃棄物を無許可で収集運搬していたとして逮捕され、6月18日に有印公文書偽造、同行使の疑いで再逮捕されておりました。その後10月12日に宇都宮地裁で判決公判が開かれ、社長に懲役3年執行猶予4年罰金100万円、会社に罰金300万円を言い渡しております。

その結果、12月9日付で東京都もエル企画に対して罰金刑が確定したため、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処理業の許可を取り消しておりました。

11月に入りまして、社長のお兄さんという方と電話で話をすることができまして、新しい代表が決まったと報告を受けまして、翌平成23年1月27日に青梅市の事務所で新代表及び前の社長のお兄さんとお会いし、エル企画の現状及び今後の対応を伺いました。その中で、会社としては存続しているが、産業廃棄物業の取り消し等で仕事がない状況であるため、このまま会社を維持していくことは不可能だろう、今後については法律に基づ

いて解散する等の検討を行うということでした。

そんなお話を踏まえて、2月16日に銀行債権410円差し押さえていたものを換価取り立てし、その足で青梅市の事務所に現状確認に行きますと、新しい代表が事務所の整理をしていましたので、お話をすることができ、この後どうするんですかというお話をしたところ、会社は法的手続でなくす方法で検討していますが、負債額が多いため、100万円以上の費用がかかるので、資金繰りが難しいというお話をしておりました。その後、電話等でお話はしているんですけれども、進展がないようでしたので、また3月24日に入間市の事務所を現況確認に行きました。そうしましたらやはり片づけを行っている新代表とお会いすることができ、お話をしまして、やはり前回と変わらず費用の資金繰りをしていくということでした。その足でまた青梅市の旧事務所を見に行くと、そこは既に撤去されて、新しい入居者を受け入れられる状態にしている最中でありました。その後、毎月何回もお電話を差し上げてお話させていただいている中で、なかなか進展はしていなかったようなんですけれども、弁護士費用を含めると250万円ぐらいになってしまうために、やはりより一層資金繰りには難航しているようでした。

そんなお話をしているうちに、ことし4月に入ってから、新代表と連絡がつかない状況になりました。だからといって、ただ電話するだけでは何なので、現状確認に7月、8月と毎月のように行っているんですけれども、関係者とお会いすることはできませんでした。その後9月15日に現地確認に行きますと、山積みになっている廃棄物の片づけ作業が始まっていました。その土地は先ほども御説明したように賃貸ですので、その地権者である方とお話をしたところ、撤去作業については地権者がお金を支払って撤去してもらっているというお話でした。11月にも現地確認に行っているんですけれども、やはり片づけ作業は行われていましたが、関係者はいらっしゃいませんでした。電話は頻繁に行っているんですけれども、連絡がつかない状況であります。

今後の対応といたしましては、取り立てるべく調査等を電話、現場確認等しながら、また地権者の方とお話ができて情報が得られれば、また新しい対応を考えていかなければならないのかなと思っております。

○総務課長（新井謙二） 事務報告書の10ページ、11ページの関係でございます。契約方法に※印がついている随意契約でございますが、これは年度開始前でございますので、入札行為が行えませんので、全く入札と同様に行ったものでございます。業者の選定から、また応札におきましては、入札書を見積書にかえて提示願っております。

11ページの※印の件でございますが、これらにおきましても同様でございます、年度開始前でございますので、入札ができませんので、入札と同様の方法でございます。

また、委託契約におきましては随意契約基準より3年間は同額、仕様が変わらない場合は、3年間は契約できる、随意契約、毎年ですけれども、契約できることになっておりますが、※印のついているものについては、3年が経過したものですから、4年目に入りましたので、入札と同じ方法に行っております。

ただ、11ページの(2)施設管理課の中の契約件名でございますが、庁舎管理委託、交通整理委託(長期継続)となっておりますので、こちらにおきましては3年間の長期継続契約を行っております。

それから(4)の資源推進課の中の運転管理業務委託(し尿処理施設)でございます。こちらにおきましても、3年が経過し、今回におきましては長期継続契約で3カ年の契約を行っております。

○技術課長(涌井敬太) クリーンポートの運転の委託に関してでございます。クリーンポートの運転に関しましては、平成12年度、11年度の途中からですが、職員で実施しておりました。職員で実施している人数としましては、4つの係をつくりまして、1つの係が7名、7掛ける4で28名ということで運転を進めてきたところでございます。その後定年退職者が出ますので、その定年退職者の補充の方法といたしまして、派遣法で言う派遣期間のない専門26業務という、いわゆる建築設備運転等ということで、民間の会社から派遣をしていただきまして、その不足分を補充してまいりました。平成22年度には派遣社員が1つの係で3名、4つの係がありますので12名、職員が1つの係で4名で、4つの係で16名という状況になっておりました。私どもがこれを知ったのが10月の後半なんです、22年5月26日付で厚生労働省が、期間制限を免れるため、専門26業務と称した違法派遣への厳正な対応における実施ということをされたようでございます。それで私どもは、この運転につきましては、期間制限がない業務であるという認識をしておったのですが、厚生労働省の解釈によりますと、建築設備運転等関係というのは、下水処理施設や廃棄物処理施設における設備の運転業務は該当しないということが明確に示されましたので、残念ながら違法状態ということになりますので、10月に知ったものですから、今年度23年度から派遣というのはできないということで、ちょうど約半分の数が派遣になっておりましたので、派遣をやめまして、ことしの4月1日から2つの係について委託をすることとして、現在に至っております。

急なことでございましたので、非常に難しい業務でございますので、この設備をつくりました住友重機械工業の運転管理部門に現在は特命随意契約でお願いしている状況でございます。

○6番（安斎慎一郎） 決算書のアルミ缶の関係について、若干聞いたことがある、前に事情を聞いていたことだったなと今、伺いながら思いましたけれども、改めてわかりました。大変だなと思いますけれども、引き続き努力していただきたい。考えるとここで今、取れないとなっているのが956万6,458円で、それを幹部職員が出向いて行ってなかなか取れないというのは、民間で考えれば当然それは人件費としてかかっているわけですから、どんどん経費がかさんでいく形になってしまうけれども、どこかで解決していくしかないと思いますので、よろしく願いいたします。

それから2つ目の※印の随意契約について、年度末というのは入札ができないということなんですね。少しその辺がまた私も勉強したいと思いますけれども、できるだけ公平性、透明性、競争性。競争性の確保ということは、柳泉園の財政について一定の品質が保証される範囲であれば、財政を好転させていく、一応そういう位置づけになると思いますので、できるだけ入札を活用する方向で考えていきたいと思いますが、一応御答弁はわかりました。

それからもう1つは、そうしますと住友重機械工業に委託することになったことについては、この間議会に報告があったのかしら。どれだけの金額でやっているのかというのは決算だから、23年度の4月からだから少し該当しないですね。だから、今後の議論の中で、補正で気がついていけば質問すればよかったのかもしれませんが、一応御説明はわかりましたので終わります。

○2番（梶井琢太） 今までの議論で、各議員の皆さんからお話もあったんですが、監査意見書にもあるとおり、これからごみの搬入量が減少して、手数料も今まで以上には見込まれない、発電量も当然これ以上の量は見込めないという状況下で、効率的な運転をして財政の健全化を図っていかねばならないといった状況の中で、先ほどもお話があったように、経常経費をとりあえずは削減していくしかないのかなと思うんですが、具体的なそういった、これからの全体の需要の減少に対する財政の改善のプランといいますか、具体的な計画等は現在検討されているのでしょうか。

それが1つと、これも監査意見書に書いてあるんですけども、退職給与基金の残高が少なくなっているから、計画的な基金への積み立てが必要であると書いてあります。これ

も先ほどの職員体制のお話ともリンクしてくるのかなとは思いますが、今後の人員体制を含めて、長期的な計画の上で、基金の積み立て、退職手当基金の積み立ても考えていかなければならないのではないかと思います。改めてこの点について見解を伺います。

○助役（森田浩） 柳泉園の運営に関しましては、基本的に貴重な3市の税金を財源として運営していることに関しましては、常に節減を図っていかなければならないことを第一に考えて予算編成、また執行に当たっているところでございます。そういう中にありまして、年々施設も老朽化していきまして、非常に大規模な改修も今後必要になってきますし、現在も順次計画を立ててやっているところであります。そういう中にありまして、歳入の負担金、各市からいただく負担金の状況等を見ますと、15年当時、まだ新しい施設であったにもかかわらず、3市の負担金が26億ということで、順次16年が24億、23億、21億ということで、だんだん減ってきている。現在、なるべく20億は越さないように、あくまでも3市の苦しい財政状況を少しでも緩和して節減に努めていきたいという考えのもとにやらせていただいております。これは引き続きそのような考えは持ってやっていきたいと思っております。

また、そのためには具体的にどのような形で運営していくかでございますが、課長と、あと組合の関係がございますから、職員組合の代表の委員でPTをつくりまして、今後の柳泉園組合のあり方、どういうふうな柳泉園組合の運営に職員がかかわっていった運営していくのが一番理想的なのか、全面委託してしまうのが理想的なのか、それともそこにどういうふうな形で職員がかかわってきちんと、委託なら委託されている業務が適切な金額で運営されているのかを含めて検討をして、1つの方向づけが出ております。またそれとあわせて今後の柳泉園の定員は、また組織にどうあるべきかも含めて、一定の方向づけをいたしまして、それに基づいて今、運営をしているところでございますが、大きくは先ほど少し出ましたけれども、クリーンポートの委託、これは全面委託をなるべく早い時期にして、経費の節減を図っていきたく思っているんですけども、何分これは人件費との関係で、退職者との関係で、退職者がいない場合、委託しますと二重の投資になりますものから、その辺といかに整合性を持って、効率よく委託に向けていけるかも含めて、最大の課題として今、検討しているということでございます。

○総務課長（新井謙二） 退職手当基金の関係でございます。

22年度末におきましては4,000万円でございますが、23年度におきましては4,000万円を積み立てる計画になってございます。その間でございますが、定年退職者

の予定でございますが、22、23、24年とございません。その後25、26年度につきましては各2名ずつ、それから27、28年度におきましては各1名ずつでございます。29年度におきましては3名の定年退職が予定されているところでございます。今後の計画でございますが、22、23、24年度におきましても、できましたら4,000万円積み立てることによって、1億2,000万円でございますので、その間もし普通退職が出た場合になっても、その1億2,000万円に対応したいと思っております。その後におきましては、定年退職におきましては計画的に積み立てて、定年退職者の退職金を賄うように計画をしておるところでございます。

○2番（梶井琢太） 御答弁ありがとうございました。

今後の経常経費の削減については、人員体制が大きなウエートを占めるという趣旨のお話だったと思います。1点目、2点目含めて、トータルで今後の柳泉園の人員体制のあり方をどうするのが大きな課題であるというのはよくわかりました。先日も視察に行ったときにも、先方が、一定の技術を、スキルを持った職員も必要であるというお話もありました。そういった意味でも非常に今後のあり方としては難しいところかなとは思いますが、やはり3市とも財政難という問題も一方で抱えておりますし、一定の人員的な抑制策も、やはりこれは一方で必要になるのかなと思います。そういった意味では、これからいろいろ御議論されることと思いますので、経過は見守っていきたいと思います。いずれにしろ何かそういったビジョン等が決まりましたら、この議会等にもプランを提出していただければなと思いますので、この点については要望で終わらせていただきます。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に関する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたし

ます。原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第8号、平成22年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

---

午後 2時13分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは会議を再開いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時14分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠 藤 源太郎

議 員 細 谷 祥 子

議 員 梶 井 琢 太